

稲田小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

1 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、**表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要**である。

【平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法 第2条」より】

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう**温かな人間関係**を築く。
- 学校、学級内にいじめを許さない**雰囲気**を作り、いじめを**未然に防止**する。
- 児童、教職員の**人権尊重の意識**を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む**道徳教育や学級指導を充実**する。
- 児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を**親身になって聞く姿勢**をもつ。
- いじめを**早期に発見**し、組織的対応を行い、いじめ問題を**早期に解決**する。
- いじめ問題について、**保護者・地域・関係機関との連携**を深める。

3 校内体制

- (1) 校務分掌に「**いじめ対策委員会**」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。
- (2) 役割は、本校における**いじめ防止等の取組**に関することや、**相談内容の把握**、児童・保護者への**いじめ防止の啓発**に関することを行う。
- (3) 会は**毎週木曜日**に定期的に関く。また、開催される日以外にいじめの相談があった場合には、**当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議**して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組において、**児童・保護者からのアンケート調査**、**教職員の評価**を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。

4 いじめ問題への対策

(1) いじめの未然防止

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- いじめに関する校内研修の計画・実施
- いじめに関する授業の実施、児童会活動による取組への支援
- 学校評価による検証と基本方針の見直し
- 安心安全な居場所づくりと心の通い合う絆づくり

日々の授業を通して

① 稲田スタンダード

- ・楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」「君」をつけて呼ぶことや、**先生や友達に丁寧な言葉遣い**をすること、人に迷惑を掛けないことなどを指導する。
- ・学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、**話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律**を守らせる。

② 楽しい授業・わかる授業づくり

- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、**基礎的・基本的事項の徹底習得**を図る。
- ・算数科では、**習熟度別少人数指導の充実**を図る。
- ・**グループ学習や協同的な活動を工夫**し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

③ 校内研究・研修

- ・児童の豊かな心を育てるために、道徳科を研究教科とし、すべての教育活動において道徳教育を実施することで児童の道徳性を養っていく。なお、学校全体の重点項目を、D〔生命の尊さ〕、B〔親切、思いやり〕とし、自他の生命を尊重し、誰に対しても思いやりの心をもって親切にする児童の育成にあたっていく。また、研究授業では、学校全体の重点項目や分科会ごとの重点項目の中から教材を選び、重点的に指導をしていく。
- ・教師自身が指導力を向上させるため、また、チームワークのよい教師集団となって教育効果を上げるために**計画的・継続的に研修**を行う。

道徳の授業を通して

- ① 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ② 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- ③ 道徳の教材を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- ④ いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ⑤ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

特別活動の取組を通して

① 全教育活動を通して

- ・望ましい人間関係を築く

よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。

- ・学級の支持的風土を育む（安心・安全な居場所づくり）
学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施する。

② 学級活動を通して

・学級会の充実

学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また違いや多様性を越えて、「合意形成」をする力を育てる。

・係活動の充実

児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っ係の組織をつくり全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うことによって自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にす意識を高める。

③ 児童会活動を通して

・委員会活動の充実

自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

・たてわり班活動の充実

高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持を育てる。

④ クラブ活動を通して

共通の興味・感心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

⑤ 学校行事を通して

・自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な生きて働く知恵や技能を身に付ける。

・家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童の生き生きと学習したり生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

⑥ 児童の実態把握を通して

ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、QU検査結果を活用したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) いじめの早期発見（*「いじめ対策委員会」を核として対応する。）

- スクールカウンセラーや担任による児童面談の状況把握
- 児童や保護者へ生活意識調査やいじめ実態調査の実施
- いじめにかかわる情報の収集、分析、指導方針の見直し
- 情報のファイリングと情報の共有
- 保護者会や学校だよりを通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

(3) いじめの早期対応 (*「いじめ対策委員会」を核として対応する。)

- 具体的な行動に対する早期対応の徹底
- 速やかな対応策の検討、実施
- 被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導
- 保護者や関係機関との連携
- 地域人材を活用した登下校時の見守り

(4) いじめの重大事態への対処 (*「いじめ対策委員会」を核として対応する。)

- 教育委員会への報告と連携
- 被害の子供に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底
- 被害の子供への緊急避難措置の検討、実施
- 加害の子供への懲戒や出席停止の検討
- 警察への相談・通報や教育相談所等との連絡
- いじめ対策緊急保護者会の開催
- 法第28条に基づく調査を実施するため教育委員会が設置する組織との連携・協力

5 保護者との連携について

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより、授業公開日の道徳の授業などで伝えていく。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。

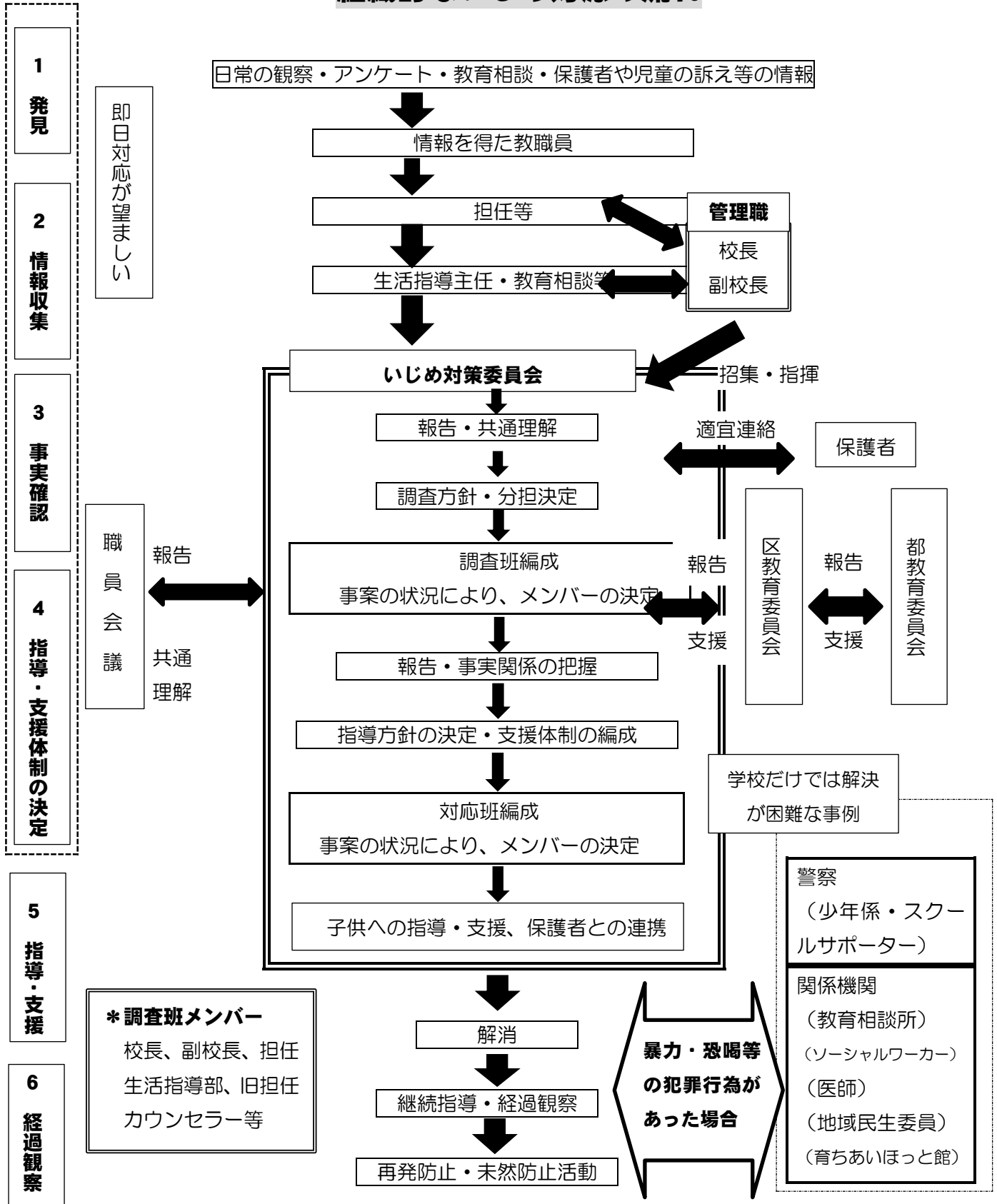
6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合は、北区教育委員会へ報告を行う。また、重大事態発生時の対応については、法に則して、北区教育委員会へ報告し指導・助言を求め、学校だけでは解決が困難な場合は、警察(スクールサポーター)や関係機関(教育相談所・児童相談所・育ち愛ほっと館・スクールソーシャルワーカー)などの協力を得て、学校として組織的に動く。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということからPTAや学校評議委員会の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを進める。

<令和4年度 いじめ未然防止取り組みの年間指導計画>

	主な取組	具体的な活動内容
4月	○児童観察・理解 ○学級づくり ○保護者会 ○児童面談	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ事項の確認 ・学級経営・指導方針・指導方法の決定 ・学校・学級でいじめ基本方針の説明（資料の配布） ・スクールカウンセラーの全児童面談による実態把握（チェック項目方式などで簡単に。5年と特別な場合のみ丁寧に行う。）
5月	○ 教育相談全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解 ・スクールカウンセラーを活用した組織的な対応の共通理解 ・学級での友達関係や意識の調査
6月	○ふれあい月間 ○ 児童面談 ○ WEBQU調査	<ul style="list-style-type: none"> ・児童へのアンケート調査の実施 ・道徳「生命の尊重・思いやり，親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・担任の個人面談による実態把握・指導（補教体制をとる） ・担任とカウンセラーによる学級の児童の分析・指導方針の見直し ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
7月	○家庭調査 ○保護者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気になることや悩みの調査 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携
8月	○研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・WEBQUの分析と指導方針に関する研修
9月	○夏休みの生活調査 ○ 児童面談 ○保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの全児童面談による実態把握（丁寧に） ・夏休みの児童の様子を把握 ・夏休み以降の児童観察 ・学級での友達関係や意識の調査 ・いじめについて共に考える保護者プログラム実施
10月	○研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任研修会の報告、情報交換の伝達
11月	○ふれあい月間 ○ 児童面談 ○ WEBQU調査	<ul style="list-style-type: none"> ・児童へのアンケート調査の実施 ・いじめ防止教材、人権教育ビデオ教材を活用した授業を実施 ・道徳「生命の尊重・思いやり，親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・担任の個人面談による実態把握・指導（補教体制をとる） ・WEBQUの分析と指導方針に関する研修
12月	○保護者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・担任とカウンセラーによる学級の児童の分析・指導方針の見直し ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
1月	○冬休みの生活調査	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの児童の様子を把握 ・冬休み以降の児童観察
2月	○ふれあい月間 ○ 道徳地区公開講座 ○児童面談 ○ WEBQU調査	<ul style="list-style-type: none"> ・児童へのアンケート調査の実施 ・道徳「生命の尊重・思いやり，親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・担任の個人面談による実態把握・指導（補教体制をとる） ・WEBQUの分析と指導方針に関する研修
2月	○ 教育相談全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認 ・1年間の反省と今後の課題 ・引き継ぎ事項の徹底

組織的ないじめ対応の流れ



*上記の例は、対応のあり方の基本であり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

*いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重大な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じた場合は、十分に検討協議し慎重に対応する必要がある。